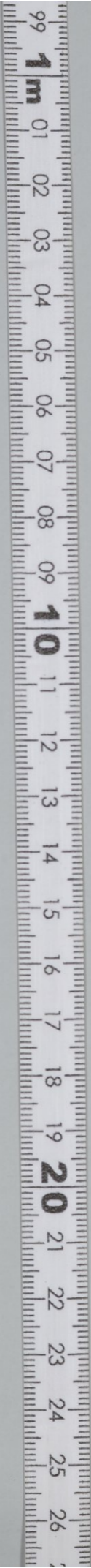


地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

昭和九年六月改正

株式會社
宇都宮德藏回漕店定款



定 款

第壹章 總 則

第壹條 當會社ノ商號ハ株式會社宇都宮德藏回漕店トス

第貳條 當會社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、海陸貨物運送業 一、運送取扱業

一、保險代理業 一、貸家、貸室業

一、倉庫業 一、之ニ附隨スル一切ノ業務

第參條 當會社ハ本店ヲ東京市ニ設置シ必要ニ應シ各地ニ支店又ハ出張所ヲ設置スルコトヲ得

第四條 當會社ノ資本金ハ六拾萬圓トス

第五條 當會社ノ存立期間ハ設立ノ日ヨリ滿參拾ヶ年トス

第六條 當會社ノ公告ハ本店ヲ管轄スル裁判所ノ登記事項ヲ公告スヘキ新聞紙ノ中一種以上ニ掲載ス

第貳章 株式

第七條 當會社ノ株式總數ハ壹萬貳千株トシ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第八條 當會社ノ株式ハ記名式トシ壹株券拾株券並ニ壹百株券ノ參種トス

第九條 株金ノ拂込ミヲ怠リタル株主ハ拂込期間滿了ノ翌日ヨリ金壹百圓ニ付日歩金四錢ノ延滯利息及遲延ニ依リ生シタル費用ヲ賠償スヘキモノトス

第十條 當會社ノ株式ハ家督相續又ハ役員社員ノ相互間以外ハ如何ナル場合ト雖モ取締役會ノ承認ヲ得ルニアラサレハ他ニ讓渡シ又ハ質入等ヲ爲ス事ヲ得ス

其承認ヲ經テ讓渡セントスルトキハ當會社所定ノ書式ニヨリ双方連署セル株式ノ名義書換請求書ヲ提出スヘシ

第十一條 株式ノ名義書換ハ株券壹枚ニ付金拾錢ノ手数料ヲ請求者ヨリ徵收ス

第十二條 株券ヲ毀損又ハ喪失シタルトキハ其事實ヲ詳記シ保證人貳名以上連署

セル書面ヲ提出シテ株券ノ再交附ヲ請求スルコトヲ要ス

此場合ニ於テ當會社ハ其旨ヲ公告シ參拾日ヲ經過スルモ故障ノ申出ナキトキハ新株券ヲ交附スヘシ

第十三條 前條ノ場合ニ於テ當會社ハ株券壹枚ニ付金參拾錢ヲ手数料トシテ請求者ヨリ徵收シ且ツ公告費用ヲ豫納セシム

公告料豫納ナキトキハ當會社ハ其手續ヲ拒ムコトヲ得

第十四條 當會社ハ決算期末日ヨリ定時總會終了ノ日迄株式ノ名義書換ハ之ヲ停止ス其他必要ニ應シ取締役會ノ決議ヲ以テ一定ノ期間株式名義書換ヲ停止スルコトヲ得

第十五條 株主ハ其住所氏名及印鑑ヲ當會社ニ届出ツヘシ

之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第參章 株主總會

第十六條 當會社總會ハ定時株主總會臨時株主總會ノ二種トシ定時株主總會ハ每

第貳拾七條

ヘシ、監査役ハ互選ヲ以テ常任監査役ヲ選任スルコトアルヘシ
取締役ノ任期ハ參ケ年監査役ハ貳ケ年トシ再選ヲ妨ケス
取締役、監査役ノ任期カ定時總會終了前ニ於テ期間滿了スル場合ニハ其
任期ヲ總會結了迄延長スルコトヲ得

第貳拾八條

役員ニ缺員ヲ生シタル時ハ臨時株主總會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フヘシ其
任期ハ前任者ノ殘任期間トス但シ法定人員ヲ缺カス且業務執行ニ差支
ナキ時ハ次回改選迄之カ補缺選舉ヲ延期スルコトヲ得

第貳拾九條

取締役ハ任期中自己ノ有スル當會社株式壹百貳拾株ヲ監査役ニ供託ス
ルコトヲ要ス

第參拾條

取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ニヨリテ之ヲ定ム
尙常任重役ニハ報酬ノ外ニ手當ヲ支給スルコトヲ得

第參拾壹條

取締役ハ必要ニ應シ取締役會ヲ開キ會社ノ重要事務ヲ審議シ及營業規
則ノ制定其他必要ナル事項ヲ決議シ之ヲ議事録ニ記載シ出席員貳名以
上署名捺印スルモノトス

第參拾貳條

當會社ハ取締役會ノ決議ニ依リ顧問及相談役ヲ置クコトヲ得

第五章 計 算

第參拾參條

當會社ノ計算ハ毎年二期トシ四月及十月ノ各月末日ニ決算ヲナス

第參拾四條

當會社ノ損益計算ハ每期總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル殘額ヲ利益金
トシ左ノ各項ニ依リ之ヲ處分ス

- 一、法定積立金 壹百分ノ五以上
- 一、別途積立金 壹百分ノ五以上
- 一、役員賞與金 壹百分ノ拾以下
- 一、社員退職手當積立金
- 一、株主配當金
- 一、後期繰越金

